

老高発 1225 第 2 号
老振発 1225 第 1 号
平成 25 年 12 月 25 日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部 (局) 長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
(公印省略)

振 興 課 長
(公印省略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後、高齢化の進展に伴い、理容師又は美容師が在宅や老人福祉施設に赴き、高齢者に対して理容又は美容を行う機会が増大していくことが予想されますが、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、今般、当省健康局生活衛生課より、別添のとおり依頼があったところです。

特に、入所者の重度化が進む介護老人福祉施設においては、入所者に対し、整容等の介護を適切に行うことが求められます。

つきましては、老人福祉施設での出張理容・出張美容に関し、下記事項について御了知の上、管内市町村(特別区を含む。以下同じ。)をはじめ、関係者、関係団体等に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記事項の 2 について御了知の上、管内市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

出張理容・出張美容に関する留意事項について（お願い）

「出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について」（平成 25 年 12 月 25 日付、厚生労働省老健局高齢者支援課長振興課長通知）に関連して、下記について留意されますよう長崎市保健所からお願いいたします。

記

- 1 理美容業は免許を受けた理美容師が認可を受けた理美容所で実施することが法令で義務付けられており、出張理容・出張美容は一定の条件下で例外的に認められる行為であること。
- 2 市内理美容所の認可状況や所属する理美容師の状況は長崎市保健所生活衛生課が把握していること。
- 3 出張できる者は理美容所の開設者（従業員）の理美容師が原則ですが、この他に理美容所に所属せず市の要領に従って届出を行い出張している理美容師もいるので、事業者の選定にあっては厚生省通知の趣旨に従うこと。
- 4 出張理容・出張美容の対象者は理美容所に行くことが困難な人であり、社会福祉施設であっても通常の生活ができる人（職員、訪問者など）に対して、業として理美容行為を行うことは法令違反であること。

（問い合わせ先）

長崎市保健所 生活衛生課
環境衛生課係 担当 松尾
TEL：095-829-1155（直通）